

## 阿南市建設工事請負業者選定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札及び随意契約について請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、業者を選定することができる。ただし、この場合は第8条の規定を準用する。

### (業者の資格)

第2条 業者の資格は、阿南市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成28年阿南市要綱第61号）第5条各項の規定により認定し、登録されたものとする。

### (格付の基準)

第3条 業者の格付は、阿南市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条から第7条までの規定によりそれぞれの業種ごとに、別表1のとおりとする。ただし、この格付は、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果、算定された客観的事項（経営規模、経営状況、その他の評価項目）による客観点数に主観点数（別表1(3)工事業者の格付を定める場合の主観点数算定要領による）を加えたもの（以下「格付点数」という。）によるものとする。

### (発注の基準)

第4条 格付された業者に対する発注の基準は、設計金額と各等級別に応じ、原則として別表2のとおりとする。

### (発注工事の地区割)

第5条 工事の発注にあたっては、市内を別表3に定める14

の地区を基本として地区割により行うものとする。

- 2 前項の場合において第4条の別表2に該当する等級業者がないとき若しくは僅少なとき又はその他特別な事情がある場合は、等級又は地区を組み合わせることができる。

(指名業者の選定)

第6条 業者の選定は、市内業者にあっては一業者一業種とし、第4条の別表2の区分に従い前条の地区割を勘案して選定するものとする。

- 2 格付されていない業者及び第4条の別表2の別途審議における業者については、地域性、経営規模及び工事实績等を勘案して選定するものとする。

- 3 業者の選定の基準は、3人以上とする。

(指名業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊な技術を必要とするとき、その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(入札等審査会への諮問)

第8条 1件の設計金額が建築一式工事にあつては300万円以上、建築一式工事以外の工事にあつては100万円以上の工事及び1件の見積金額が100万円以上の工事用原材料の購入についての入札参加者の指名に係る業者の選定については、阿南市入札等審査会規程(昭和54年阿南市規程第9号)に規定する阿南市入札等審査会に諮問し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年6月17日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の阿南市建設工事請負業者選定要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成2年7月1日以後に発注する工

事から適用する。ただし、新要綱第3条の規定は、平成3年7月1日以後の格付から適用する。

(那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入に伴う経過措置)

3 那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入の日(以下「編入日という。」)前に、編入前の同郡那賀川町又は同郡羽ノ浦町(以下「旧町」という。)の建設工事請負業者選定に係る格付基準により算定された点数は、編入日から平成18年6月30日までの間は、阿南市の建設工事請負業者選定に係る格付基準により算定された点数とみなし、この要綱第3条の規定による格付を適用する。

4 編入日前において二業種以上の入札参加資格を有している業者は、編入日から平成18年6月30日までの間は、編入日前に旧町において既に選定した平成18年度の業種を選定したものとみなし、この要綱第6条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年阿南市要綱第6号)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 21 年阿南市要綱第 16 号）

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年阿南市要綱第 15 号）

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年阿南市要綱第 37 号）

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年阿南市要綱第 84 号）

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年阿南市要綱第 59 号）

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。